

火災に遭われた方へ

火災に被災された皆様へ、被災後の消防署や豊郷町役場で行える一般的な手続き等について、ご案内します。

なお、各手続きに関する詳しい内容につきましては、担当課にお問い合わせください。

1 火災調査について

消防署では火災の原因や損害等を調べ、今後の火災予防対策等に役立てています。火災現場は火災調査が終了するまで立ち入らないでください。焼けたものの後片付けは、調査終了後をお願いします。

また、調査現場では調査員が火災の状況等を質問させていただいたり、消防法第34条に基づく「火災損害申告書」の提出をお願いしたりいたしますので、ご協力をお願いします。

【別紙「火災損害申告書（記入例）」参照】

2 「り災証明書」について

「り災証明書」は、火災に遭われた方が各種届出を行う際に必要となる証明書で、消防署が発行しています。火災調査時等に申請書をお渡ししますので、必要があれば担当部署に申請してください。

【別紙「り災証明申請書（記入例）」参照】

提出場所一覧

	担当部署（担当者）	住 所	電話番号
	消防署犬上分署（ ）	犬上郡甲良町横関 689 番地 1	0749-38-3130

3 り災証明が必要な主なケース

- 火災により発生した家財道具（家具、衣類、茶碗等）のごみの処分（町住民生活課）
- 保険金の請求（保険会社）
- 税金の減免（税務署・町税務課）
- 登記の抹消（法務局） など

町役場では、火災の状況に応じて、被災された皆様に

以下のような対応を行います。

担当課での手続きには、印鑑、り災証明書などが必要となる場合がありますので、ご不明な点は担当課にお問い合わせください。

担当課	主な対応の内容
総務企画課 ☎ 0749-35-8112 豊郷町大字石畑 375 番地	<ul style="list-style-type: none">・火災見舞金の支給を行います。
住民生活課 ☎ 0749-35-8115	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバー(個人番号)の通知カードやマイナンバーカードの再発行手続きを行います。 ※個人番号がすぐ必要な場合は、個人番号入り住民票を請求して下さい。・印鑑登録(実印)の廃止手続きを行います。・火災によって発生した家財道具等のごみの処分については、事前に連絡をお願いします。 ※廃棄物によって、処分できないもの、一部減免できるものがあります。
保健福祉課 ☎ 0749-35-8116	<ul style="list-style-type: none">・福祉医療費受給券(マル福)等の再交付を行います。
医療保険課 ☎ 0749-35-8117	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険・後期高齢者医療の保険証(被保険者証)等の各種再交付を行います。・国民健康保険一部負担金の徴収猶予の相談を受けます。・後期高齢者医療保険料の減免に関する相談を受けます。・介護保険料等の減免に関する相談を受けます。
税務課 ☎ 0749-35-8119	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険税、固定資産税の減免に関する相談を受けます。
地域整備課(上下水道係) ☎ 0749-35-8123	<ul style="list-style-type: none">・上下水道の使用休止に関する相談を受けます。

「火災に遭われた方へ」

〈作成部署〉

彦根市消防署本署 ☎ 0749-22-6119